

スマートハウス普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、家庭内における再生可能エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用を促進することにより、県内の緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策を促進するため、第2条に定める補助対象設備を設置する県民に対し、その設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象設備)

第2条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策であって、別表1の(1)から(5)に定める要件を満たすものとし、未使用品であることとする。ただし、(1)を設置する場合は、太陽光発電設備の併設を条件とする。

(1) 定置用リチウムイオン蓄電池

再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる設備

(2) 家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス、LPGガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する設備

(3) 太陽熱利用システム

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するシステム

(4) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を構成する設備

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅（ZEH）を構成する設備

(5) V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電及び当該自動車から施設への放電ができる設備

2 前項に定める補助対象設備のうち、(1)及び(2)又は(1)及び(3)は、併せて補助金の交付を受けることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自らが居住する県内に所在する戸建住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。別荘を除く。）

の敷地内に補助対象設備を設置する個人

イ 建売住宅供給者等から県内にある補助対象設備付戸建住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。別荘を除く。）を購入し、当該住宅に居住する個人

ウ 自らが居住する県内に所在する共同住宅等（分譲及び賃貸）に補助対象設備を設置する個人

エ 建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付共同住宅等を購入し、当該住宅に居住する個人

オ 集会所等に補助対象設備を設置する自治会等

(2) 第6条第1項の登録完了通知を受けた後に補助対象設備の設置に着手し、又は補助対象設備付戸建住宅等の引渡しを受ける者であること。

(3) 補助金の交付の申請を行う年度の知事が別に定める日までに、補助対象設備の工事を完了している者であること。

(4) 第2条第1項第1号の補助対象設備を設置する者については、補助金の交付の申請を行う年度の知事が別に定める日までに、太陽光発電設備の設置を完了している者であること。

(5) 第2条第1項第1号の補助対象設備を設置する者については、設置する太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格等に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格等に規定されている定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値が10kW未満であること。

(6) 県税を滞納していない者であること。

(7) うちエコ診断（WEB版）による診断を受けた者であること。

2 前項各号に掲げる要件を全て満たす個人であっても、同一家屋に別世帯が居住している場合において、複数の補助対象設備を同一の又は継続した工事で設置したときは、いずれか一の世帯のみがこの補助金を利用することができることとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費は、消費税及び地方消費税を除く緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策に要する費用とし、補助金の額は、別表1に定める補助対象設備の種類に応じ、それぞれ同表の補助金の額の欄に掲げる金額とする。

2 補助金の額は、前項に掲げる補助対象経費から県以外の者が交付する補助金の額を控除した額又は前項に掲げる補助金の額のいずれか低い額とする。

（補助金の申込み等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第8条に定める交付申請書を提出する前に、スマートハウス普及促進事業補助金申込書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 申込書等の受付期間は、知事が別に定める期間とする。ただし、この期間中であっても、交付予定補助金総額が予算の範囲を超えた日をもって受付を停止するものとし、当該日に複数の申込書を受け付けた場合は、消印日もしくは電子申請日の早いものから受理し、消印日もしくは電子申請日が同じものについては抽選により受理する順番を決定するものとする。

（登録完了通知）

第6条 知事は、前条の規定による申込みがあったときは、補助金申込書に記載された申込日から起算して原則14日以内（県が定める休日を除く。）に審査を行い、その内容が適当であると認める者に対し、通知するものとする。ただし、書類に不備等がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要に応じて条件を付することができる。

3 知事は、補助金の申込みが適当でないと認めたときは、その旨を通知するものとする。

4 知事は、前条の申込みをした者（以下「補助金申込者」という。）に対し指示することができる。この場合において、補助金申込者が特段の理由なく10日以内にその指示に従わない場合は、当該申込みは効力を失うものとする。

5 第1項の通知は、補助金申込者に補助金の支払を約するものではない。

（申込内容の変更の承認等）

第7条 申込者が、次に掲げる申込内容の変更をしようとするときは、あらかじめスマートハウス普及促進事業補助金の変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は除く。

（1）登録完了通知に記載の内容、条件に反しない範囲での設置する設備の型番、型式、機種名等の変更

2 知事は、前項の承認に当たって必要があると認めるときは、登録内容を変更し、又条件を付けることができる。

（補助金の交付申請）

第8条 第6条第1項の通知を受け、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める日までに、スマートハウス普及促進事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

（1）補助対象設備設置に係る領収書の写し（補助対象経費以外の経費が含まれている場合は、その内訳を確認できる書類を追加）

（2）補助対象設備の設置状態を確認できるカラー写真

（3）補助対象設備の保証書等の写し

（4）県税の滞納のない旨の証明書の写し（交付申請書提出の3か月以内に発行されたもの）

（5）住民票の写し（補助対象機器設置場所の住所のもので、交付申請書提出の3か月以内に発行されたもの）

（6）その他知事が必要と認める書類

2 定置用リチウムイオン蓄電池の設置を行う場合には、第1項に掲げる書類に加え、次の(1)に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）太陽光発電設備を設置していることが確認できるカラー写真

3 太陽熱利用システムの設置を行う場合には、第1項に掲げる書類に加え、次の(1)に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）補助対象設備の仕様がわかる書類

4 ZEH 設備の設置を行う場合には、第1項に掲げる書類に加え、次の(1)に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ZEH の要件を満たすことが確認できる書類

5 V2H の設置を行う場合には、第 1 項に掲げる書類に加え、次の(1)に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象設備の仕様がわかる書類

(補助金の交付決定等)

第 9 条 知事は、申請書等を受理した場合において、審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の審査等の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、理由を付して、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 10 条 前条第 1 項の規定による交付決定があった場合は、第 8 条に規定する申請書等を規則第 12 条に規定する実績報告書とみなす。

(請求書)

第 11 条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、第 9 条第 1 項の交付決定があった後、知事が別に定める日までにスマートハウス普及促進事業補助金請求書（第 4 号様式）を知事に提出するものとする。

2 申請者が前項の期日までに補助金請求書を提出しない場合は、請求を辞退したものとみなす。

(補助金申込者の変更)

第 12 条 第 5 条第 1 項の規定による申込み及び第 8 条の規定による申請は、同一の者が行わなければならない。ただし、次に掲げる事由が発生し、その時点において補助金申込者と同居しており、かつ、その後も継続して居住すると認められる者がある場合は、当該者が代わって申請を行うことができる。

(1) 補助金申込者が、急な転勤等により補助対象設備がある場所に居住できなくなった場合

(2) 補助金申込者が、死亡その他これに類する事情により補助事業を実施できなくなった場合

(申込み又は申請の取下げ)

第 13 条 補助金申込者は、第 5 条第 1 項の規定による申込みを取り下げようとするときは、スマートハウス普及促進事業補助金申込み取下げ書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、第 8 条の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から起算して 15 日以内に、スマートハウス普及促進事業補助金申請取下げ書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第 14 条 知事は、補助金申込者又は申請者であって、補助対象機器を設置しようとする者又は設置

した者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（申込予定者の決定、登録完了又は交付決定の取消し）

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条の規定による登録完了又は第 9 条の規定による交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により申込予定者の決定、登録完了又は交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 登録完了に付した条件、法令等に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に反することが判明したとき。
- (5) この要綱に基づく検査を拒み、忌避し、又は妨げたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に基づく知事の指示等に従わなかったとき。
- (7) 規則第 20 条の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第 17 条 規則第 20 条第 3 号の知事が定める財産は、補助事業で取得した設備とする。

- 2 規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に掲げる期間とする。
- 3 補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

（取得財産の管理等）

第 18 条 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることがある。

（関係書類の整備）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 9 条第 1 項の通知を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

（事務の代行）

第 20 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条及び第 12 条に規定する事務手続について、法令に反しない限り、補助対象設備を販売する者等に代行させることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により代行させる場合は、第 5 条に規定する申込書及び第 8 条に規定

する申請書に、代行させる者（以下「手続代行者」という。）に係る情報を記載しなければならない。

- 3 知事は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、又は不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、当該手続代行者に代行を認めないことができるものとする。

（協力）

第 21 条 補助事業者は、補助対象設備の設置効果の把握及び省エネルギー生活の推進に努めなければならない。

- 2 知事は補助事業者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象設備の種類	要件	補助金の額
(1) 定置用リチウム イオン蓄電池	・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業の補助対象となる設備であること。	補助率 1 / 3 上限 20 万円
(2) 家庭用燃料電池 (エネファーム)	・ 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) が指定する機器システムで、かつ停電時自立運転機能を有する設備であること。	南部東部地域※ 11 万円
		上記以外の地域 8 万円
(3) 太陽熱利用システム ・ 強制循環型 ・ 自然循環型	・ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた設備であること。	9 万円 3 万円
(4) ZEH 設備	・ 設備を導入する住宅等は、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) に登録されている ZEH ビルダー/プランナーが関与 (設計、建築又は販売) する ZEH 等であること。	20 万円
(5) V2H	・ 一般社団法人次世代自動車振興センター (Nev) の V2H 充放電設備補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に登録されている設備であること	南部東部地域※ 13 万円
		上記以外の地域 10 万円

※南部東部地域：五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村）、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村及び御杖村）